



## 項目：セ 父母の認定

分類：共済組合員証の手引

被扶養者

所管：経営管理部 職員厚生課

### 父母(養父母)の認定

被扶養者の要件を備える事実が生じた日から被扶養者として認定されます。  
ただし、**届出が扶養事実の生じた日から30日以内にされなかったときは、届出をした日から認定となります。**（地方公務員等共済組合法第55条2項）  
（届出をした日とは、組合員が所属所へ被扶養者申告書を提出した日）

被扶養者とは、**主として組合員の収入により生計を維持するもの**をいいます。よって、収入が少なくても、それまでの蓄えや退職金等で生計を維持している場合は、被扶養者になることはできません。

父母については、組合員以外に扶養義務者があると考えられるため、認定しようとする者の所得のみでなく他の扶養義務者の所得及び認定しようとする者との生計関係を確認し、組合員が扶養しなければならない状況を具体的に把握する必要があります。

また、別居している場合には、所得が基準額未満でも組合員が送金する生計費の金額により被扶養者に該当しない場合があります。

**【注1】令和2年4月1日より、国内居住要件が追加されました。**



国内居住要件.pdf

**【注2】令和5年10月より、被扶養者認定における一時的な収入増の取扱いが変わりました。**

**（「年収の壁・支援強化パッケージ」）**



リーフレット(年収の壁).docx



【様式】事業主証明060913.docx

**【注3】令和6年12月2日よりマイナ保険証へ移行します。**



マイナ保険証への移行のお知らせ(令和6年12月2日～).pdf

認定に必要な書類は以下のとおりですが、状況によりこれ以外の書類を提出いただくことがあります。

また、認定しようとする者の所得はその種類に関係なく、すべて申告してください。

**必ず必要なもの**

- ・「被扶養者申告書」
- ・「資格確認書交付申請書」※令和6年12月2日以降に新規に認定された方で交付を希望される方
- ・「被扶養者個人番号申告書」※封緘してください。
- ・「同意書」
- ・父母の戸籍謄本
- ・組合員の戸籍謄(抄)本
- ・扶養に関する申立書(子以外)
- ・認定しようとする者の所得について
- ・父母の所得証明書

◎市区町村で発行した証明書類(住民票等)は発行されてから3ヶ月以内の書類に限ります。

## その他の状況により必要なもの

### ア 同居の父母

- ・所得金額のわかる書類(次のうち該当するものを添付)
  - ・父母の年金・恩給額決定(改定)通知書の写  
(直近の年額のわかるもの)
  - ・年金請求中のときは請求先から交付される「試算書」の写
  - ・パート等の所得があるとき給与支払証明書(前1年間分)
  - ・事業所得等がある場合は確定申告書の収支内訳書の写  
(確定申告をしていない場合は収支内訳のわかるものを作成)
  - ・退職証明書
  - ・雇用保険の失業給付の状況により  
「配偶者の認定」のエ〜クの例と同様のもの 参考→📄
- ・世帯全員の住民票
- ・病気療養中の者は医師の診断書又は身体障害者手帳の写等、就労できない状態がわかるもの
- ・父母の健康保険証の写(退職による申告の場合は除く)
- ・組合員の兄弟姉妹が同居しているときはその者の源泉徴収票及び組合員の源泉徴収票

### イ 別居の父母

参考→別居の取扱い📄

- ・預金通帳の写、振込金受領書の写等又は単身赴任簿の写  
※原則として手渡しは認めません。証拠書(振込控、通帳写し等)が残るように送金してください。
- ・所得金額のわかる書類(次のうち該当するものを添付)
  - ・父母の年金・恩給額決定(改定)通知書の写  
(直近の年額のわかるもの)
  - ・年金請求中のときは請求先から交付される「試算書」の写
  - ・パート等の所得があるとき給与支払証明書(前1年間分)
  - ・事業所得等がある場合は確定申告書の収支内訳書の写  
(確定申告をしていない場合は収支内訳のわかるものを作成)

- ・ 退職証明書
- ・ 雇用保険の失業給付の状況により  
「配偶者の認定」のエ〜クの例と同様のもの [参考→](#)
- ・ 父母の世帯全員の住民票及び源泉徴収表票（父母と同居している家族全員の所得の確認ができる書類）
- ・ 組合員の世帯全員の住民票
- ・ 病気療養中の者は医師の診断書又は身体障害者手帳の写等、就労できない状態がわかるもの
- ・ 父母の健康保険証の写（退職による申告の場合は除く）
- ・ 他の兄弟姉妹の申立書  
（父母に対する送金の有無・送金額・父母の扶養手当の受給の有無を含めた父母との生計関係についての申立）

（参考）



4 被扶養者の認定・取消に必要な書類一覧表 .xls

## 個人情報提供について

地方職員共済組合が保有する個人情報を、以下に掲げる利用目的のため、一般財団法人静岡県職員互助会、事業主である静岡県等及びその他提供先に対して提供することがあります。そのため、「資格取得届」、「被扶養者申告書」に添付の同意書を提出してください。

### （利用目的）

地方職員共済組合静岡県支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則第3条第2号イ及び第4号に定める利用目的

[←細則リンク](#)

### （提供する情報）

- ・ 長期給付事業に関する日本年金機構等との交換情報
  - ・ 一般財団法人静岡県職員互助会の行う給付等の実施に係る情報
  - ・ 事業主である静岡県等の行う認定等に係る情報
  - ・ その他提供先において支部が提供することの同意を取っている情報
- ※短期組合員については、①の情報提供は行いません（年金制度については、厚生年金（日本年金機構）の適用となるため）。

・関係様式（一般組合員）

### 必ず必要なもの



被扶養者申告書R6.12.2.xls



資格確認書交付申請書.xlsx **※令和6年12月2日以降に新規に認定された方で交付を希望される方**



被扶養者個人番号申告書R4.10.1.xlsx※個人番号申告書は、封緘のうえ「特定便在中」と記載



個人情報の提供に関する同意書R4.10.1.doc扶養に関する申立書(子以外)R4.10.1.doc



認定しようとする者の所得についてR4.10.1.doc

### その他の状況により必要なもの



給与支払証明書R4.10.1.doc退職証明書R4.10.1.doc

・短期組合員はこちらで確認ください⇒